



岸信夫 @KishiNobuo · 5月18日

...

自衛隊大規模接種センター予約の報道について。
今回、朝日新聞出版AERAドット及び毎日新聞の記者が不正な手段により予約を実施した行為は、本来のワクチン接種を希望する65歳以上の方の接種機会を奪い、貴重なワクチンそのものが無駄になりかねない極めて悪質な行為です。

2,589

3.1万

4.7万



[このスレッドを表示](#)



岸信夫 @KishiNobuo · 5月18日

...

返信先: [@KishiNobuo](#)さん

本センターの予約システムで、不正な手段による虚偽予約を完全に防止する為には、全市長区町村が管理する接種券番号を含む個人情報を予め防衛省が把握し、予約番号と照合する必要があり、実施まで短期間等の観点から困難かつ、全国民の個人情報を防衛省が把握する事は適切でないと判断いたしました。

208

8,177

1.9万



岸信夫 @KishiNobuo · 23時間

...

他方、今回ご指摘の点は真摯に受け止め、市区町村コードが真正な情報である事が確認できるようにする等、対応可能な範囲で改修を検討してまいります。

320

6,269

1.7万





中山泰秀 Yasuhide NAKAYAMA やっちゃん ✓
@iloveyatchan

...

あなたならどうしますか？ある日突然24時間で300発以上のロケット弾がテロリストによって撃ち込まれ、愛する家族の命や、家を奪われたら。イスラエルにはテロリストから自国を守る権利があります。最初にロケット弾を一般市民に向け撃ったのは一体誰だったのか？私達の心はイスラエルと共にあります。

Israel Defense Forces ✓ @IDF · 5月11日

WATCH: Operational update with LTC Jonathan Conricus at a house hit by a rocket in the city of Ashkelon earlier today. twitter.com/i/broadcasts/1...

午前1:51 · 2021年5月12日 · Twitter for iPhone

1,147 件のリツイート 2,641 件の引用ツイート 2,370 件のいいね

Conricus at a house hit by a rocket in the city of Ashkelon earlier today.

[ツイートを翻訳](#)



Israel Defense Forces ✓ @IDF

LIVE with LTC Jonathan Conricus

午後6:50 · 2021年5月11日 · Twitter Media Studio

760 件のリツイート 61 件の引用ツイート 2,548 件のいいね



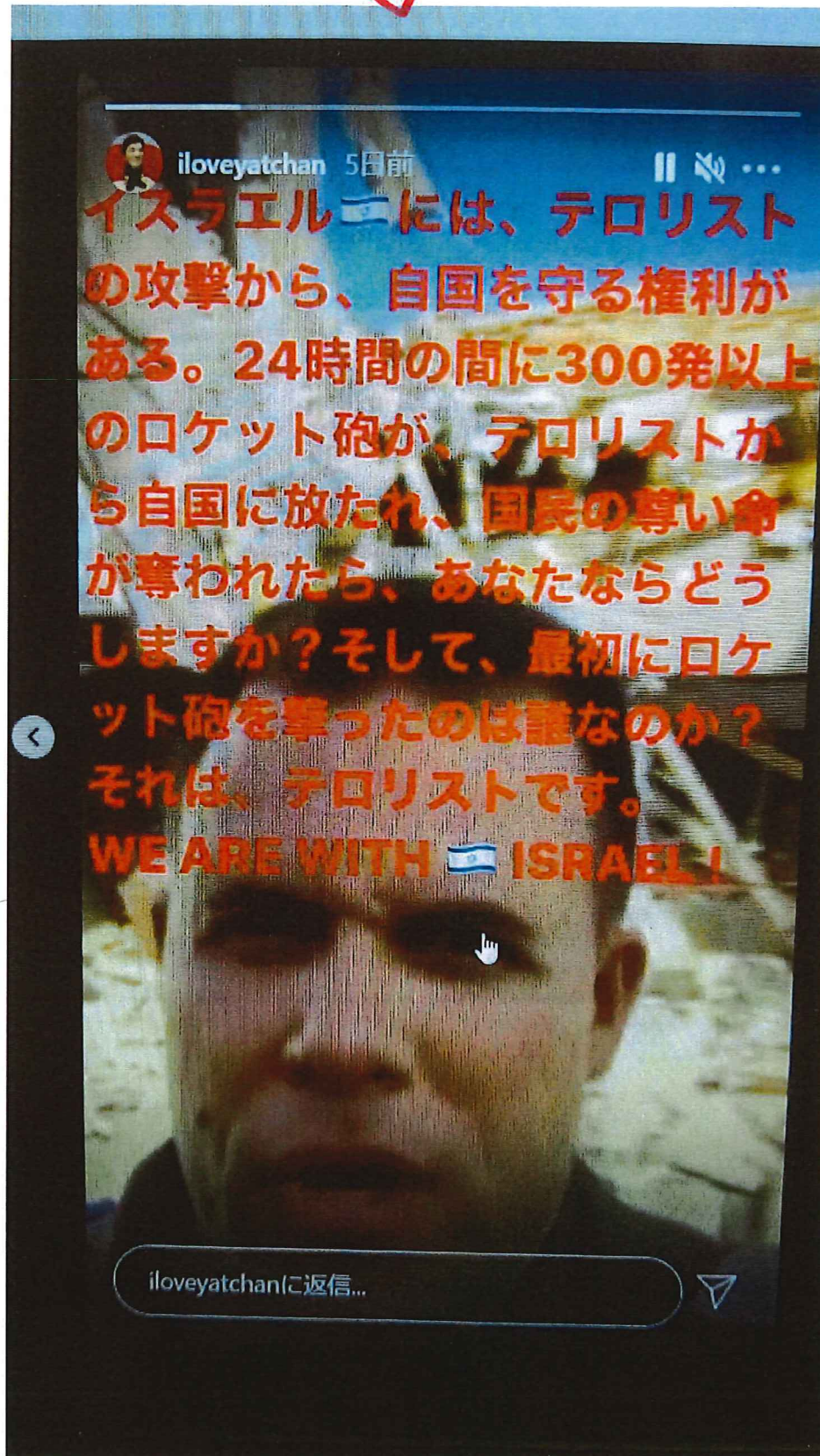
中山泰秀 Yasuhide NAKAYAMA やっちゃん @iloveyat... · 5月12日 ...

[instagram.com/s/aGlnaGxpZ2h0...](https://www.instagram.com/s/aGlnaGxpZ2h0...)

1

5

25





うに指定しているのでしょうか。事実を、認識を答弁してください。

○副大臣（中山泰秀君） 御質問いただきました、ありがとうございます。

我が国におきましてはテロ組織を法的に認定する法制度はありませんが、我が国は、平成十五年、二〇〇三年九月三十日に、閣議了解をもちまして、ハマスについてテロリスト等による、等に対する資産凍結等の措置の対象といたしております。日本政府としては、ハマスをテロリストなどに対する、テロリスト等に対する資産凍結等の措置の対象となつたテロリスト等の一団体と認識をいたしております。

私としても、ただいま申し上げさせていただいた政府の見解と同じ認識ということでございます。

○小西洋之君 いや、聞いたこと答えてください。

副大臣はまさにここで、日本の公安調査庁やアメリカがテロリストと指定しているというのは、公安調査庁が指定しているというふうにおっしゃっているんですね。上でも同様の趣旨をおっしゃっています。

もう一度聞きます。公安調査庁がテロリストだというふうにはハマスを指定しているという認識なんでしょうか。

○副大臣（中山泰秀君） 御指摘の私のツイッタ

ー、五月十二日のツイッターは、あくまでも一政

治家としての見解を申し述べたものであり、公安調査庁の国際テロリズム要覧で国際テロ組織に挙げられております。我が国がテロリスト等に対する資産凍結等の措置の対象としているハマスが攻撃を行ったとの声明を発売したことを踏まえまして、こうした暴力行為は行うべきではないという趣旨で発信をしたものであります。

いずれにしても、私は、双方の民間人に多数の死傷者が生じており、こうした暴力行為はかなる理由によっても正当化できないと考えております。

また、イスラエル、パレスチナ両当事者の抱える問題は……

○委員長（長峯誠君） 副大臣、簡潔にお願いいたします。

○副大臣（中山泰秀君） 暴力によって解決されるものではなくて、全ての関係者が最大限の自制をもって事態の更なるエスカレートを回避するべきと考えております。

この点、政府の見解と立場は同じであります。

（発言する者あり）

○委員長（長峯誠君） 速記を止めてください。

（速記中止）

○委員長（長峯誠君） じゃ、速記を起こしてください。

○小西洋之君 副大臣はブログで明確にハマスに

ついて公安調査庁がテロリストと指定しているというふうに書いています。御自身が二回、自ら掲載しています。この指定しているという認識が副大臣の認識そのものなんですかと。間違っているとお考えなんだったら撤回してください。もう二度と答弁拒否しないでください。

○副大臣（中山泰秀君） 我が国においてはテロ組織を法的に認定する法制度はありませんが、我が国は、平成十五年、二〇〇三年の九月の三十日の閣議了解をもってハマスについてテロリスト等に対する資産凍結等の措置の対象としております。

今回、今御指摘の件については、このまさに閣議決定を行ったという事実、閣議了解を行ったという事実、それから公安調査庁のテロリズム要覧に掲載されているという事実をもってこのように記載をさせていただいております。（発言する者あり）

○委員長（長峯誠君） じゃ、速記を止めてください。

（速記中止）

○委員長（長峯誠君） 速記を起こしてください。

○小西洋之君 公安調査庁がハマスをテロリストと指定しているということは事実を反することを認め撤回するかどうか、事実を反することを認め撤回する考えがあるかどうか、それだけを答えてください。それ以外はもう質疑妨害ですよ。

○副大臣（中山泰秀君） 公安調査庁のテロリスト要覧にハマスの記載があったことから、公安調査庁がハマスをテロリストとして扱っているものと、ブログで指定しているとの記述を行ったものであります。また、同時に、二〇〇三年の九月三十日に閣議で了解をしているという、その二つの事実をもつてそのように記載をさせていただきました。

○小西洋之君 この指定しているという発言、撤回せざるを得ないと思うんですが、もう一つ撤回が増えました。

七ページ、先生方御覧いただけますか。七ページ、公安調査庁から出していただいた機関決定してきた公式見解です。よろしいですか。

二つ目の丸の問いのところなんですが、今副大臣は、公安調査庁がハマスをテロリストと扱っているというふうに明確におっしゃいました。

しかし、よろしいでしょうか、このテロリズム要覧というものなんですが、公安調査庁において様々な公開情報を整理して取りまとめたもので、公安調査庁独自の評価を加えたものではありません。んというふうに言っています。

公安調査庁がハマスをテロリストと扱っているという副大臣の見解は、公安調査庁がハマスについて独自の評価を加えたものではないという公安調査庁の公式見解と矛盾するんじゃないんですか。

それを認めて、撤回してください。

○副大臣（中山泰秀君） 繰り返しになりますけれども、先ほど来申し上げているように、日本政府自身が平成十五年の九月三十日にこの閣議了解をもちまして、ハマスについて、テロリスト等に対する資産凍結等のこの措置の対象としているというのは事実でございます。

また、公安調査庁のテロリスト要覧についてこのハマスの記載があったことから、公安調査庁がハマスをテロリストとして扱っているということ、これも私は事実だというふうに認識をいたしております。したがって、私の方はその認識の下、ブログで指定しているものという形で記述を行っているということでございます。（発言する者あり）

○委員長（長峯誠君） 速記を止めてください。

〔速記中止〕

○委員長（長峯誠君） 速記を起してください。

○小西洋之君 きちんと説明もできないようなこんな重要な問題は発言するんじゃないですよ、副大臣は。副大臣としての認識が足りないんですよ。今、五回、六回と答弁拒否されましたので、副大臣が、ハマスをテロリストと指定していると、公安調査庁がですね、その認識と、かつ、公安調査庁がハマスをテロリストとして扱っているという副大臣の認識は事実と反するのではないにかつ

いて、委員会に、副大臣のこの見解、防衛省の見解の提出を、政府の見解の提出を求めます。

○委員長（長峯誠君） 後刻理事会にて協議をいたします。

○小西洋之君 副大臣は政府の見解とは反するものではないというようなことを繰り返し言っているわけですが、先生方、資料の六ページですか、御覧いただけます、あつ、失礼しました、四ページですね、四ページ。副大臣、よろしいですか。四ページですが、副大臣も聞いていただけますか。簡単なことを聞きますので、副大臣、よろしいですか。副大臣、簡単なこと聞きます。こちらを見ていただけますか。

イスラエルは入植政策というものを取っております。副大臣はイスラエル議連の幹事長だそうですので、そういうことは御存じだと思んですが、イスラエルがこの間やってきたいわゆる入植活動の政策ですね。特に、最近東エルサレムで五百四十棟の入植地住宅建設計画などを行っています。こういうイスラエルの入植の活動というのは、これ、国際法違反というそういう認識がありますか、副大臣は。それだけを答えてください。国際法違反という認識があるかどうか。

○副大臣（中山泰秀君） 御指摘のお話というのは、これ、外務省の外務報道官談話にもありますとおり、政府は全ての関係者に対して、一方的行

イスラエルによる空爆で、五月十六日にはガザ地区で子供十人を含む四十二人が死亡しました。昨日の時事通信の報道によりますと、十日以降、ガザ地区でのパレスチナ人の死者は百九十二人に上り、イスラエルとハマスの交戦による死者の総数は二百人を超えたとされており。十五日には、報道機関が入るビルまで攻撃をされました。一般市民に多数の犠牲が出ているにもかかわらず、イスラエルは攻撃を継続する意思を示しており、極めて憂慮すべき情勢であります。

まず外務大臣にお聞きしますけれど、政府としてこの事態をどう認識をしているのか、そして、この双方の武力攻撃の停止に向けた国際社会と日本政府の対応の現状はどうか、お答えください。

○国務大臣（茂木敏充君） パレスチナの武装勢力によります攻撃とイスラエル軍によります地上攻撃を含みます反撃によりまして情勢は日々悪化をしておりますし、私も、あのガザ地区、既に行ったことありますし、あの危険な状況もよく分かっておりますが、特に双方の民間人に多数の死傷者が生じていること、遺憾でありまして、我が国はこうした暴力行為を強く非難をいたします。我が国は、イスラエル、パレスチナ両当事者の抱える問題は暴力によって解決されるものではなく、当事者間の交渉と相互の信頼を築く努

力によってのみ解決されると確信をいたしております。こうした我が国の立場を踏まえ、我が国として、イスラエル、パレスチナ双方に対して在京及び本国ベースで最大限の自制を働きかけております。

ここに来まして、エジプト、そしてアメリカと、仲介努力が行われておりまして、これらの動きも注視をしながら、日本として引き続き国際社会としっかりと連携をして、外交的な取組、継続していきたいと考えております。

○井上哲士君 グテレス国連事務総長は、報道官を通じて、メディアや民間人を無差別に標的とするのは国際法違反だと批判をしております。

この問題の根本には、やはりイスラエル政府がエルサレムやその周辺での入植活動をエスカレートさせているという問題があります。

イスラエルは、今年の一月の十八日に、ヨルダン川西岸での約八百棟の入植地計画を、建設計画を承認しました。イスラエル当局は、パレスチナ住民を追い出して、代わりに入植者を居住させるべく、民家への破壊行為や強制退去を精力的に行っています。パレスチナ人の慣習的な集まりを禁止したり、モスクへの入場を妨害し、入植者によるモスク襲撃を警官隊に援護させるまでしている

と現地の訴えが届いております。こういうイスラエルのこの入植地建設計画の推

進についての政府の見解がどうなのか、それからこうした不法な入植のエスカレーションとパレスチナの人々に対する人権侵害や弾圧が続いていることが双方の対立の激化の背景にあると考えますけれども、見解いかがでしょうか。

○国務大臣（茂木敏充君） この中東エルサレムの地、なかなか有史以来難しいところでありまして、御案内のとおり、様々な民族、そしてまた宗教的な対立が続いております。

中世の時代におきましても、十一世紀の末の十字軍の時代から二百年近くキリスト教、そしてまたイスラム教の対立が続くと。その間一番長い停戦だったのが、一一九二年、第三次十字軍のリチャード一世と当時のイスラムの雄でありましたサラディンとの間の二十六年の講和ということになるわけでありまして、なかなか、失礼、済みません、短くします。

先般の東エルサレムにおけます五百四十棟の入植地建設計画の承認を含めて、イスラエル政府によります占領地における入植活動、これは国際法違反でありまして、このような入植地建設計画の推進は二国家解決の実現を損なうことから、我が国は決定の撤回及び入植活動の完全凍結を求めているところであります。

今般の情勢悪化につきましては、東エルサレムのパレスチナ住民に対する強制立ち退き命令の可

能性など様々な背景があると考えられますが、いずれにせよ、我が国として、イスラエル、パレスチナ双方に対して、最大限の自制、これを呼びかけていきたいと思っております。

○井上哲士君 入植活動は国際法違反だと、明確な政府の立場であります。

今、この武力攻撃で双方死者が出る中で、あるうことか中山防衛副大臣がツイッターで、イスラエルにはテロリストから自国を守る権利があります、私たちの心はイスラエルとともにありますなどと発言をされました。これ、イスラエルによる攻撃を正当化するものであり、断じて認められません。なぜ、この武力の衝突の停止を呼びかけずに、わざわざイスラエルを擁護する発言をしたんですか。

○副大臣（中山泰秀君） 御質問ありがとうございます。

五月十二日に発信した御指摘のツイッターに關しましては、あくまでも一政治家としての見解を申し述べさせていただいたものでありまして、公安調査庁の国際テロリズム要覧で国際テロ組織に挙げられており、我が国がテロリスト等に対する資産凍結等の措置の対象としているハマスが攻撃を行ったとの声明を发出したことを踏まえまして、こうした暴力行為は行うべきではないという趣旨で発信をしたものであります。

いずれにしましても、私は、双方の民間人に多数の死傷者が出ており、こうした暴力行為はいかなる理由によっても正当化できないと、かように考えてございます。また、イスラエル、パレスチナ両当事者の抱える問題は暴力によつて解決されるものではなく、全ての関係者が最大限の自制を持つて事態の更なるエスカレーションを回避すべきと、かように考えてございます。

私からは以上でございます。
○井上哲士君 あなたのツイッターのプロフィールのトップは、わざわざ英語でミニスター・オブ・ディフェンスとしているんですね。そして、防衛副大臣と明記しているんですよ。ツイッターの中身を見ても、最近でいえば、コロナワクチンの大規模接種を始め、防衛副大臣の活動や見解ばかりですよ。なぜこれが一政治家の個人的な見解と言えるんですか。このツイートだけがそうだとするんであれば、こんなの通用しませんし、通用すると認識しているんならば、私は政治家としての見識が問われると思えます。

そして、日本政府と同じだと言いましたけど、先ほど大臣の答弁もありましたけど、このイスラエルの攻撃について自制を求めても、あなたのように自国を守る権利があるなどと擁護はしていないんです。そして、先ほど答弁の中で、詳細な事実関係は承知していないというふうに言われまし

た。しかし、小西議員が配られたあのブログを見ましても、なぜこの世界の報道機関がイスラエルでこのミサイルの当たる瞬間を撮影することができるとか。イスラエルは、テロリストのいるビルに対してここを砲撃するということをあらかじめ言っていると、そこにテロリストがいることを認識していてピンポイントでやっていると、それをこの人間の、人の盾で巻き添えにしているのはほかならずハマスじゃないかと、こういうふうには言っているんですね。詳細知らないと言いがら、詳しくあなたは語っているんですよ。

この間の報道機関のビルの破壊に対しても、A P通信はこれに対して、ハマスの活動が、していただという根拠を示せと、こう求めているんですね。あなたは詳細知らないと言いながら、結局イスラエルが言っていることをそのままオウム返しに言っているんですよ。撤回をすべきじゃないですか、ツイッター。

○副大臣（中山泰秀君） 御指摘の点につきましては、詳細な事実関係を十分把握する立場にはないことから、政府として確定的なことを申し上げることは差し控えさせていただきたいと存じます。いずれにしましても、双方の民間人に多数の死傷者が生じていることは大変遺憾であり、我が国としてこうした暴力行為を強く非難をしています。

防衛副大臣ツイート「人種差別的」

イスラエルを擁護 駐日パレスチナ代表が非難



イスラエル軍によるパレスチナ自治区への報復攻撃を擁護した中山泰秀防衛副大臣のツイートについて、ワリド・シーム駐日パレスチナ常駐代表（大使に相当）は写真が14日、日本外国特派員協

会が開かれた記者会見で「人種差別的だ」と非難した。

中山氏は12日、イスラエル側にロケット弾を発射している側を「テロリスト」とし、「私達の心はイスラエルと共にあります」と投稿した。

シーム代表は投稿について「日本の高官から出ることに特に失望した」と指摘。「殺害された罪なきパレスチナ人への敬意を欠いている」と不快感を示した。

同協会ではこの日、イスラエルのストウルロフ駐日臨時代理大使も会見した。中山氏のツイートについて、「彼の声を聞くのを望んでいた。この複雑な状況において私たちが勇気つける声だ」と述べた。（笠原真）

パレスチナ自治区ガザで12日早朝、イスラエル側の空爆により火があがった
AFP時事

ガザ空爆インフラ破壊

イスラエル軍 戦闘長期化の様相 死者199人に

イスラエル軍は16日、17日、パレスチナ自治区ガザ地区に大規模な空爆を実施し、ガザを実効支配するイスラム組織ハマスの訓練所や住宅、道路などのインフラを徹底的に破壊した。イスラエル軍は今後数日間の軍事作戦も承認しており、戦闘長期化への準備も進んでいる。(前掲記事参照)

ロイター通信などによると、10日の戦闘開始以降、ガザの死者は子供を含めて199人になった。また、ヨルダン川西岸でもイスラエル軍との衝突でこれまで、パレスチナ21人が死亡し、

パレスチナ側の死者は計220人となった。一方イスラエル側の死者も10人以上に上っている。ガザに対する18日未明の空爆は特に激しく、ガザ市中部で集合住宅が倒壊し、子供10人を巻き込んだ。A.P.通信は、一度の攻撃による死者数としては今回の戦闘で最悪を報じている。

イスラエル軍は、ハマスの地下トンネルを掘って空爆したところ、住宅が倒れたとして犠牲者は認めず、「意図的ではない」と説明した。ハマスのトンネルは「アストロ」と呼ばれ、ガザ地区の地下に広がっている。武器庫やハマスの幹部の家として利用されており、イスラエル軍は徹底的な破壊を狙っていた。

住宅の倒壊現場では16日、消防隊員らが重機を使い、がれきの中に埋まっていた人々の救出作業を続けた。近くに住むカテル・ア・マドさん(29)は16日午前1時ごろ、約15発のミサイルが住宅近くに命中したと証言。恐怖で眠れなかったという。最悪の夜になってしまったと言葉を落した。

イスラエル政府は16日、安全保障政策を巡る会議を開いた。ネタニヤフ首相は「安全確保を最優先」と述べ、また時間がかかる「交渉」は当面は停戦の意思がないと強調。ガソール防衛は「目的は長期間の(優勢)安定化だと述べ、ハマスの軍事能力に「一層の打撃を与える必要性を指摘した。」

一方、ハマスの16日も、イスラエル南部に多数のロケット弾を発射した。こうした中、ガザ地区と接するエジプトは16日、ガザ側の負傷者をエジプトに搬送する許可を認め、ガザとエジプトの境界にあるラファ検問所を開いた。

ガザ市、パレスチナ自治区ガザ地区(三本筆)

中東軍事衝突

安保理報道声明模索

親イスラエル米動向焦点

国連安全保障理事会は16日、イスラエルとパレスチナの軍事衝突に関する公開の緊急会合を開いた。即時停戦や、パレスチナ国家の樹立を前提とする双方の「国家共存」による解決を

求める意見が相次ぎ、議長は「中国は討論をたたき出す」とした報道声明案を配布する考えを示した。声明発表には全理事国(15カ国)の同意が必要で、イスラエルを擁護し、外交交渉を優先

すべきだとする立場を取る米国の動向が焦点になる。会合では、ノルウェーやメキシコなど多くの国が、安保理の一致した対応が必要だと主張。議長を務めた中国の王毅國務委員兼外相

は「ある国の紛争を安保理は声を一つにできていない。米国は自らの責任を自負し、公正な立場で、安保理が事態の緩和に取り組みすることを支持すべきだ」と述べ、声明の発表に反対してきた米國を批判した。

米国のトーマス・クリンフィールド国連大使は、パイン・ランド大統領がイスラエルのネタニヤフ首相、パレスチナ自治政府のアブバース・ムサとそれぞれ電話で協議したことを歓迎し、米國は

外交ルートを通じて着力的に行動してきたと強調。「当事者が停戦を求めるなら支援の用意がある」と述べた。ただ、イスラム組織ハマスの攻撃の中止を要求した一方、イスラエル軍には自衛を認められた。

当事者の間では激しい応酬になった。イスラエルのエルダン駐米領事館大使は「市民の被害を避けるために努力をしている」と強調し、自衛の権利を主張。これに対し、パレスチナ自治

政府のマリキ外相は「外国の干渉者がイスラエルの自衛の権利を奪うたひび、イスラエルは自衛の権利を行使し、ハマスを倒す」と述べた。

「ニューヨーク」隔後之

ガザ周辺地区に
外務省返避勧告
外務省は16日付で、イスラエルとの軍事衝突が激化しているパレスチナ自治区ガザ地区と、その周辺危険増幅を極度の「レベル

4」(返避勧告)に引き上げたと発表した。「艦航はどのような自衛であれやめなくてはならない。既に海中の方は返避して入った」と呼びかけている。

日本外務省は17日、記者団にイスラエル、パレスチナ全体で約1000人の在留邦人がいると説明。不測の事態に発展する恐れがある。速やかな帰国を強硬に求め、入城は中止するよう強く求めると呼び掛けた。

【共同通信】

7. 1 閣議決定

(1)...政府の憲法解釈には論理的整合性と法的安定性が求められる。したがって、従来の政府見解における憲法第9条の解釈の基本的な論理の枠内で、...論理的な帰結を導く必要がある。

(2)...この自衛の措置は、あくまで**外国の武力攻撃**によって国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆されるという急迫、不正の事態に対処し、国民のこれらの権利を守るためのやむを得ない措置として初めて容認されるものであり、そのための必要最小限度の「武力の行使」は許容される。

これが...基本的な論理であり、昭和47年10月14日に参議院決算委員会に対し政府から提出された資料「集団的自衛権と憲法との関係」に**明確に示されている**ところである。

昭和47年 政府見解

8

昭和四十七年一月五日提案	昭和四十七年一月七日決議	主査	早坂
長官	第一部長	参事官	
次長	参事官	参事官補	
	総務主幹		
集团的自衛権と憲法との関係について 参議院決算委員会（昭四七、九、一四）から提出要求のあり 上標記の件について、別紙のとおりとりまとめられて、これを 同委員会に提出して頂くこと。			

内閣法制局

御高裁を仰ぎます。
（備考）
外務省と協議済である。

内閣法制局

参議院決算委員会要求資料

集团的自衛権と憲法との関係
（参、決委（昭四七、九、一四）に付ける水口議員要求の資料）
国際法上、国家は、その中の集团的自衛権を行使し、自
国と連帯関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が直
接攻撃を以て、ないにわかつて、実力をもちて阻止すること
が正当化されること、この地位を有してゐるものとしてあり、
国際連合憲章第五一条、日本国との平和条約

内閣法制局
昭和四十七年十月四日

第五條(一)、日本国とアメリカ合衆国とが向り相互協力及び安全
保障条約前文並びに日本国とソビエト社会主義共和
国との共同宣言の第二段の規定は、この国際法上の原則
を宣明したものと認められる。そして、わが国がわが集團
的自衛権を有してゐることは、国家である以上、当然と
いはなければならぬ。
と、ここで、政府は、従来から一貫して、わが国は国際法

下付
29

上集团的自衛権を有し、^{（い）}たとくも、^{（い）}同様の発動として
 これを行使することは、憲法の益認する自衛の措置
 の限界と、^{（い）}えらむもの（^{（い）}あって許される）と立場に於て
 て、^{（い）}このは次のような考へ方に基づくものである。
 憲法第九條は、^{（い）}同条に、^{（い）}わが国は戦争を放棄し、
 わが国の戦力の保持を禁止して、^{（い）}前文に於て、
 全世界の国民が、^{（い）}平和のうちに生存する権利を有する
 ことを確認し、^{（い）}また、^{（い）}第一三條から、^{（い）}生命、自由及び幸福
 追求に対する国民の権利については、^{（い）}……、^{（い）}国政の上で、
 最大の尊重を必要とする、^{（い）}首を定めて、^{（い）}ることから
 も、^{（い）}わが国がみずから存立を全うし、^{（い）}國
 民が平和のうちに生存することまで放棄して、^{（い）}ない、^{（い）}あり
 自國の平和と安全を維持し、^{（い）}その存立を全うする
 ために必要は自衛の措置をとら、^{（い）}これを
 禁して、^{（い）}と

上集团的自衛権を有し、^{（い）}たとくも、^{（い）}同様の発動として
 これを行使することは、憲法の益認する自衛の措置
 の限界と、^{（い）}えらむもの（^{（い）}あって許される）と立場に於て
 て、^{（い）}このは次のような考へ方に基づくものである。
 憲法第九條は、^{（い）}同条に、^{（い）}わが国は戦争を放棄し、
 わが国の戦力の保持を禁止して、^{（い）}前文に於て、
 全世界の国民が、^{（い）}平和のうちに生存する権利を有する
 ことを確認し、^{（い）}また、^{（い）}第一三條から、^{（い）}生命、自由及び幸福
 追求に対する国民の権利については、^{（い）}……、^{（い）}国政の上で、
 最大の尊重を必要とする、^{（い）}首を定めて、^{（い）}ることから
 も、^{（い）}わが国がみずから存立を全うし、^{（い）}國
 民が平和のうちに生存することまで放棄して、^{（い）}ない、^{（い）}あり
 自國の平和と安全を維持し、^{（い）}その存立を全うする
 ために必要は自衛の措置をとら、^{（い）}これを
 禁して、^{（い）}と

是の措置は、^{（い）}右の事態を排除するたためとされる、^{（い）}必要最小
 限度の範囲にとどまるべきものである。 ^{（い）}そうにとすれ
 ば、^{（い）}わが憲法の下で、^{（い）}武力行使を行なうことが許される
 のは、^{（い）}わが國の領土又は領海に對する急迫不正の
 侵害に對処する場合に限らざるを得ず、^{（い）}したがつて、^{（い）}他
 國に對えられ、^{（い）}武力攻撃を阻止することをその内容
 とする集团的自衛権の行使は、^{（い）}憲法上許され、^{（い）}と、
 わが國を得ず、^{（い）}

是の措置は、^{（い）}右の事態を排除するたためとされる、^{（い）}必要最小
 限度の範囲にとどまるべきものである。 ^{（い）}そうにとすれ
 ば、^{（い）}わが憲法の下で、^{（い）}武力行使を行なうことが許される
 のは、^{（い）}わが國の領土又は領海に對する急迫不正の
 侵害に對処する場合に限らざるを得ず、^{（い）}したがつて、^{（い）}他
 國に對えられ、^{（い）}武力攻撃を阻止することをその内容
 とする集团的自衛権の行使は、^{（い）}憲法上許され、^{（い）}と、
 わが國を得ず、^{（い）}

平成27年6月11日 横畠 長官答弁

○小西洋之君

四十七年見解を作ったときに

限定的な集団的自衛権行使を容認する法理が含まれていたんですね

○横畠内閣法制局長官

法理といたしましたしでは

まさに当時から含まれている

「S47年政府見解」の作成者等

わが国に対する～

外国の武力攻撃によって国民の生命等が根底からくつがえされる

わが国に対する～

+

同盟国に対する～

7.1
閣議決定

読み替え!

平成27年8月3日 横畠 長官答弁

○小西洋之君

7.1閣議決定の基本的な論理（注：集団的自衛権行使を含む論理）について、この四名の頭の中にあって、それが四十七年見解の中に当時書き込まれたという理解でよろしいですか

○横畠内閣法制局長官

そういう考え方を当時の担当者は皆持っていたということであろうというお答えをしている

出典：国会会議録より小西洋之事務所作成
令和3年5月25日 参議院外交防衛委員会 立憲民主・社民 小西洋之

昭和47年見解の「読み替え」 平成27年3月24日

○小西洋之君

同盟国に対する外国の武力攻撃ということともここに概念的に含まれるというふう
に考え出したのは、横畠長官、あなたが初めての法制局長官ということによろしいですね。

○横畠内閣法制局長官

同様に考えていた者がいたかどうかは存じませんが、この昭和四十七年の政府見解そのものの組立てから、そのような解釈、理解ができるということでございます。

昭和47年9月14日 吉國 長官答弁

わが国に対する侵略が発生して初めて自衛のための措置をとり得るのだということからいたしまして、集団的自衛のための行動はとれないと、これは私も政治論として申し上げているわけではなくて、憲法第九条の法律的な憲法的な解釈として考えておる

昭和47年9月14日 吉國 長官答弁

憲法第九条の規定が容認しているのは、個別的自衛権の発動としての自衛行動だけだということが私どもの考え方で、これは政策論として申し上げているわけではなくて、法律論として、その法律論の由来は先ほど同ような答弁を何回も申し上げましたが、あのような説明で、わが国が侵略された場合に、わが国の国民の生命、自由及び幸福追求の権利を守るためにその侵略を排除するための措置をとるというのが自衛行動だという考え方で、その結果として、集団的自衛のための行動は憲法の認めるところではないという法律論として説明をしている

15

昭和47年9月14日 吉國 長官答弁

- 憲法第九条の戦争放棄の規定によって、他国の防衛までをやるということは、どうしても憲法九条をいかに読んでも読み切れない
- わが国が侵略をされてわが国民の生命、自由及び幸福追求の権利が侵されるというときに、この自国を防衛するために必要な措置をとるというのは、憲法九条でかろうじて認められる自衛のための行動

出典：国会会議録より小西洋之事務所作成
令和3年5月25日 参議院外交防衛委員会 立憲民主・社民 小西洋之

昭和47年9月14日 吉國 長官答弁

非常に緊密な関係に、かりにある国があるといたしましても、その国の侵略が行なわれて、さらにわが国が侵されようという段階になって、侵略が発生いたしましたならば、やむを得ず自衛の行動をとるということが、憲法の容認するぎりぎりのところだという説明をいたしておるわけでございます。そういう意味で、集団的自衛の固有の権利はございませぬ、これは憲法上行使することは許されぬということに相なると思います。

「昭和47年見解」作成の角田氏(元法制局長官)の証言



2015.8.28
週刊朝日

「日本が侵略されていないときにどうなる、なんて議論は当時なかった。

これを根拠に解釈改憲なんて夢にも思っていなかった。いやあ、よく掘り出したものだね。」

2017.9.20
東京新聞
一面

「外国に対する武力攻撃に対して日本が参加するなど、夢にも思っていなかった。」

出典: 週刊朝日及び東京新聞より小西洋之事務所作成 令和3年5月25日 参議院外交防衛委員会 立憲民主・社民 小西洋之

安保国会での「S47政府見解の読み替え」全否定陳述

濱田邦夫 元最高裁判所判事 2015/9/15

違憲です。**法匪**という、**あしき例**である
とても**法律専門家の検証に堪えられない**。

読みたい人がそう読んでいるというだけの話で、**裁判所に行つて通るか**というと、**それは通らない**。

宮崎礼壹 元内閣法制局長官 2015/6/22

いわば黒を白と言いくるめる類いと言うしかありません。
憲法九条に違反し、**速やかに撤回されるべき**。

伊藤真 日弁連 憲法問題対策本部副本部長 2015/9/8

四十七年意見書の当時から**限定された集団的自衛権**は認められていたというようなことは、**あり得ません**。当時の**吉國長官答弁**及び**防衛庁政府見解**によって**完全に否定されている**

朝日新聞

2016年(平成28年) 9月19日 月曜日 祝日の日

社説

Editorials

社説

「国保法」を 再び「違憲」のままに

「国保法」をめぐり、全国を揺るがす議論が巻き起こるなかで、憲法の保障と国保法との関係が、改めて問われることになった。

「国保法」の制定は、戦後民主主義の発展に大きく貢献した。国民皆保険の達成は、社会の安定と発展の基盤となった。

しかし、国保法は、国民の権利を保障する一方で、国民の負担を軽減する役割も果たしている。国民の負担を軽減することは、国民の生活の安定と発展に大きく貢献している。

一方、国保法は、国民の負担を軽減する一方で、国民の負担を軽減する役割も果たしている。国民の負担を軽減することは、国民の生活の安定と発展に大きく貢献している。

一方、国保法は、国民の負担を軽減する一方で、国民の負担を軽減する役割も果たしている。国民の負担を軽減することは、国民の生活の安定と発展に大きく貢献している。

「国保法」は、国民の権利を保障する一方で、国民の負担を軽減する役割も果たしている。国民の負担を軽減することは、国民の生活の安定と発展に大きく貢献している。

一方、国保法は、国民の負担を軽減する一方で、国民の負担を軽減する役割も果たしている。国民の負担を軽減することは、国民の生活の安定と発展に大きく貢献している。

一方、国保法は、国民の負担を軽減する一方で、国民の負担を軽減する役割も果たしている。国民の負担を軽減することは、国民の生活の安定と発展に大きく貢献している。

一方、国保法は、国民の負担を軽減する一方で、国民の負担を軽減する役割も果たしている。国民の負担を軽減することは、国民の生活の安定と発展に大きく貢献している。

「国保法」は、国民の権利を保障する一方で、国民の負担を軽減する役割も果たしている。国民の負担を軽減することは、国民の生活の安定と発展に大きく貢献している。

一方、国保法は、国民の負担を軽減する一方で、国民の負担を軽減する役割も果たしている。国民の負担を軽減することは、国民の生活の安定と発展に大きく貢献している。

一方、国保法は、国民の負担を軽減する一方で、国民の負担を軽減する役割も果たしている。国民の負担を軽減することは、国民の生活の安定と発展に大きく貢献している。

一方、国保法は、国民の負担を軽減する一方で、国民の負担を軽減する役割も果たしている。国民の負担を軽減することは、国民の生活の安定と発展に大きく貢献している。

2016.9.19

東京新聞

1面

「集团的自衛権行使に否定的」

政権根拠の72年見解

自衛隊の存在は、あくまで防衛の目的に限られ、その行使は、あくまで自衛の目的に限られる。これは、72年の見解である。

自衛隊の存在は、あくまで防衛の目的に限られ、その行使は、あくまで自衛の目的に限られる。これは、72年の見解である。

自衛隊の存在は、あくまで防衛の目的に限られ、その行使は、あくまで自衛の目的に限られる。これは、72年の見解である。



作威関との不法制局幹部
自衛隊の存在は、あくまで防衛の目的に限られ、その行使は、あくまで自衛の目的に限られる。これは、72年の見解である。

自衛隊の存在は、あくまで防衛の目的に限られ、その行使は、あくまで自衛の目的に限られる。これは、72年の見解である。

自衛隊の存在は、あくまで防衛の目的に限られ、その行使は、あくまで自衛の目的に限られる。これは、72年の見解である。

自衛隊の存在は、あくまで防衛の目的に限られ、その行使は、あくまで自衛の目的に限られる。これは、72年の見解である。

自衛隊の存在は、あくまで防衛の目的に限られ、その行使は、あくまで自衛の目的に限られる。これは、72年の見解である。

自衛隊の存在は、あくまで防衛の目的に限られ、その行使は、あくまで自衛の目的に限られる。これは、72年の見解である。

自衛権要件にわが国への侵害 旧防衛庁資料も明記

自衛隊の存在は、あくまで防衛の目的に限られ、その行使は、あくまで自衛の目的に限られる。これは、72年の見解である。

自衛隊の存在は、あくまで防衛の目的に限られ、その行使は、あくまで自衛の目的に限られる。これは、72年の見解である。

自衛隊の存在は、あくまで防衛の目的に限られ、その行使は、あくまで自衛の目的に限られる。これは、72年の見解である。

自衛隊の存在は、あくまで防衛の目的に限られ、その行使は、あくまで自衛の目的に限られる。これは、72年の見解である。

自衛隊の存在は、あくまで防衛の目的に限られ、その行使は、あくまで自衛の目的に限られる。これは、72年の見解である。

自衛隊の存在は、あくまで防衛の目的に限られ、その行使は、あくまで自衛の目的に限られる。これは、72年の見解である。

自衛隊の存在は、あくまで防衛の目的に限られ、その行使は、あくまで自衛の目的に限られる。これは、72年の見解である。

自衛隊の存在は、あくまで防衛の目的に限られ、その行使は、あくまで自衛の目的に限られる。これは、72年の見解である。

自衛隊の存在は、あくまで防衛の目的に限られ、その行使は、あくまで自衛の目的に限られる。これは、72年の見解である。

出典：朝日新聞及び東京新聞より小西洋之事務局作成
令和3年5月25日 参議院外交防衛委員会 立憲民主・社民 小西洋之